

第22期第16回 佐賀県有明海区漁業調整委員会 議事概要

1 日 時 令和4年11月21日(月) 13時00分から

2 場 所 佐賀県水産会館「大会議室」

3 出席者 佐賀県有明海区漁業調整委員

| | |
|-----|-------|
| 会 長 | 西久保 敏 |
| 委 員 | 古賀 善治 |
| ” | 井口 繁臣 |
| ” | 川下 始 |
| ” | 竹下 泰彦 |
| ” | 古賀 秀昭 |

4 臨席者 佐賀県有明海漁業協同組合

| | |
|-----------------|---------|
| 指 導 課 長 | 中 島 光 |
| 指 導 課 | 糸 山 亮 平 |
| 佐 賀 県 水 産 課 | |
| 漁業調整担当係長 | 寺 田 雅 彦 |
| 佐賀県海区漁業調整委員会事務局 | |
| 事 務 局 長 | 江 口 泰 蔵 |
| 副 事 務 局 長 | 福 島 智 子 |
| 主 事 | 本 間 智 希 |
| 九州漁業調整事務所 調整課 | |
| 課 長 | 高 安 治 |
| 係 長 | 高 山 涼 |
| 係 長 | 川 口 精 二 |

5 議題及び議決事項

- (1) 漁業法第183条の規定に基づく農林水産大臣による権限の行使について(諮問)
⇒ 原案どおり承認された。

- (2) 農林水産大臣管轄漁場における海区漁場計画の作成に関する基本方針（案）について
（協議）
⇒ 原案どおり承認された。
- (3) 農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について
（報告）
⇒ 九州漁業調整事務所から報告が行われた。
- (4) 佐賀県知事管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告及び漁業法
第91条第1項に基づく指導について（諮問）
⇒ 原案どおり承認された。
- (5) 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（協議）
⇒ 連調委における協議の進め方について承認された。
- (6) 漁業許可方針（案）について（諮問）
小型機船底びき網漁業（長柄じょれん船びき漁業）
雑魚三重流し刺網漁業
⇒ 原案どおり承認された。
- (7) その他
⇒ 事務局から全漁調連九州ブロック会議の結果の概要について説明が行われた。
⇒ 事務局から次回委員会の日程等について説明が行われた。

6 各議題の説明者及び質疑応答の概要

(1) 説明者

- 議題1 九州漁業調整事務所 川口係長
議題2 九州漁業調整事務所 高安課長
議題3 九州漁業調整事務所 高山係長
議題4 寺田係長
議題5 江口事務局長
議題6 本間主事
議題7 江口事務局長

(2) 質疑応答等

【議題（1）について】

質疑なし

【議題（２）について】

（竹下委員）利用されていない漁場は、計画に含めないというのが全般的な考え方で示され、その考え方にに基づき、漁業権ごとに説明がなされたと理解しています。適切かつ有効に活用されていないと判断される漁業権が非常に曖昧な表現で、具体的に今回設定しないとの意見とか方針が示されていますが、具体的な線引き、考え方があればご享受いただきたいと思います。

⇒（川口係長）適切かつ有効に活用されているかは、資源管理の状況等の報告や漁協のヒアリング、当方の現地調査等の結果を踏まえて、国で定められたチェックシートにより判断します。例えば適切とは、漁業紛争が起きてない、漁場に有害物を流していない等のチェック項目があります。有効とは、計画的な生産や、漁場をほとんど使っている等の項目があります。有効な活用とは、一部活用されていなくても、例えば漁業権者の病気や、漁船の喪失、損壊、自然環境的にやむを得ない事情で、一部使われていない時には、有効に活用との判断になりますが、理由もなく、漁場が一部使われていなければ、場合によっては指導することになります。

【議題（３）について】

質疑なし

【議題（４）について】

（井口委員）県の報告、指導の内容は、ごもっともだと思います。ただ、二枚貝がない現状を頭に入れていただき、増やす方向で我々も努力しないといけないし、県としてもできるだけ、いい方向にいくよう指導をしていただければと思います。

【議題（５）について】

（竹下委員）先程ありました、まず口頭でお互い意見を出してということですが、長い間進展しなかったことですので、そんな急に慌ててゴリ押しするような話でもないかと私は思います。

（西久保会長）佐賀の意見は、ちゃんと言って、最終的に継続審議になるか分からないですが、一応、意見を言って福岡の意見を聞くということでいいですか。言い続けておかないとこの話はこれで終わりですと思われるかと思います。

【議題（６）について】

質疑なし

【議題（7）について】

質疑なし